

# 仕 様 書

環境政策局 東北部クリーンセンター  
(担当 温谷、藤村 電話 075-741-1003)

件 名	令和8年度京都市東北部クリーンセンター貯水槽清掃業務
契約期間	契約の日の翌日から令和8年9月30日まで
契約条件	<p>1 業務概要</p> <p>本仕様書は、京都市東北部クリーンセンターに係る貯水槽について水道法第34条の2に基づく清掃業務及び検査業務を実施するものである。</p> <p>(1) 水道法34条の2第1高に基づく貯水槽の清掃に関すること。 (2) 水道法34条の2第2項に基づく貯水槽の検査に準ずること。</p> <p>2 履行場所</p> <p>京都市東北部クリーンセンター (京都市左京区静海市原町1339番地)</p> <p>3 貯水槽清掃業務</p> <p>(1) 清掃業務は次の各号による。</p> <p>ア 水道法34条の2第1項に基づき、行うこと。 イ 作業衣及び使用器具は、飲料水の貯水槽清掃専用の物を使用すること。また、作業が衛生的に行われるようにすること。 ウ 貯水槽内の照明及び換気等に注意して事故防止を図ること。</p> <p>(2) 検査業務は、次の各号による。</p> <p>ア 水道法34条の2第2項に基づき、貯水槽の保全に必要な検査を行うこと。 イ 検査業務の結果、修理及び部品交換が必要と思われる場合は、その旨を監督職員に報告すること。</p> <p>(3) 貯水槽の2槽を切替えて、順に清掃を実施するものとし、断水がないようにすること。 (4) 業務従事者は貯水槽の保全に関する相当の経験を有し、構造及び仕様を熟知し作業にあたること。 (5) 業務従事者は労働安全衛生法に規定する安全教育等を履修すること。 (6) 清掃業務は、7月11、12、18、19日のいずれかの日に実施し詳細日程は本市職員と日程調整を行うこと。</p> <p>4 対象水槽</p> <p>(1) 第1受水槽(2槽式)</p> <p>ア 設置場所 東北部CC構外(屋内)</p>

- イ 形式 FRP 製複合パネルタンク
- ウ 数量 1 基
- エ 有効容量 30 m<sup>3</sup>

(2) 第2受水槽 (2槽式)

- ア 設置場所 工場棟地下2階 (屋内)
- イ 形式 FRP 製複合パネルタンク
- ウ 数量 1 基
- エ 有効容量 27 m<sup>3</sup>

(3) 飲料水高架水槽 (2槽式)

- ア 設置場所 工場棟9階 (屋内)
- イ 形式 FRP 製複合パネルタンク
- ウ 数量 1 基
- エ 有効容量 13 m<sup>3</sup>

5 簡易専用水道検査

水質検査については、別途発注にて8月中旬ごろ実施予定のため今回実施しない。

6 提出資料

(1) 業務着手前

- ア 建築物飲料水貯水槽清掃業務登録証明書
- イ 貯水槽清掃作業監督者講習修了証  
(修了後、6年を経過しない者)
- ウ 貯水槽清掃作業従事者研修修了証
- エ 清掃従事者の検査結果報告書  
(検査対象：サルモネラ菌、赤痢菌)
- オ 作業要領書

(2) 業務完了後

- ア 業務完了報告書 (1部)
- イ 作業記録写真 (1部)  
設備に不良があった場合、その箇所と状態がわかるように撮影すること。
- ウ 業務完了届
- エ 請求書

7 支払い条件

支払回数は、業務完了後の一括支払いとし、前払金の支払いは行わない。

8 疑義等

業務上発生した疑義については、協議のうえ対処するものとする。

# 付近見取図

